

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関する意見書

ＴＰＰ交渉は、平成２５年末までの妥結を目指して進められてきたが、同年１２月にシンガポールで開催されたＴＰＰ閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結に至らず、引き続き協議を続けていくこととなった。

今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、国会における決議等を守るという現在の交渉姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。ＴＰＰは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ＩＳＤなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、みずからの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう、強く要望する。

記

- １ ＴＰＰ交渉において、衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議等を実現すること。
- ２ ＴＰＰ交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

平成２６年３月２４日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
外務大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)		
衆・参両院議長		